

一 細胞又は組織の名称（種類名を含む。）及びその由来	二 受領先及び受領の年月日（ドナー動物から採取した場合にあっては、採取した施設、採取した年月日及び採取したときの記録）
三 繙代数、継代年月日及び継代方法	四 繙代中に生じた変化及びこれに対応してどうした処置
五 生物学的性状及びこれを検査した年月日	六 保存方法
七 製造に使用したときは、その年月日並びに製造品名及び製造番号	八 その他参考となる事項

（品質管理基準書）	第三章 品質管理
第十一条 製造業者等は、製造所ごとに、検体の採取方法、試験検査結果の判定方法その他品質管理に関する事項を記載した品質管理基準書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を作成しなければならない。	（品質管理責任者の業務）
（品質管理責任者の業務）	二 試験検査の結果の判定を行い、その結果を製造管理者及び製造管理責任者に對して文書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）により報告すること。
第十二条 製造業者等は、あらかじめ指定した者に、製品標準書、製造管理基準書及び品質管理基準書に基づき、次に掲げる製品の出荷の可否の決定に係る業務を適切に行わせなければならない。	三 試験検査に関する記録を作成の日から再生医療等製品の有効期間の満了する期日から起算して三年が経過するまでの間保存すること。
（回収処理）	（回収処理）

（出荷の可否の決定）	（出荷の可否の決定）
第十三条 製造業者等は、第一項の業務を行つた後、適切に処理すること。	二 前号の記録を作成の日から再生医療等製品の有効期間の満了する期日から起算して三年が経過するまでの間保存すること。
（回収処理）	三 回収の内容、原因究明の結果及び改善措置を記載した回収処理記録を作成し、その作成の日から再生医療等製品の有効期間の満了する期日から起算して三年が経過するまでの間保存すること。
（自己点検）	（自己点検）
第十四条 製造業者等は、製品の品質等に関する苦情があったときは、当該苦情に係る事項がその製造所に起因するものでないことが明らかな場合を除き、当該製造所の製造管理者に、手順に関する文書に基づき、次に掲げる業務を行わせなければならない。	一 苦情に係る事項の原因を究明し、製造管理又は品質管理に關し改善が必要な場合には、所要の措置を講ずること。

（苦情処理等の手順に関する文書）	第一条 この省令は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年八月一日）から施行する。
第十五条 この省令は、令和五年一月一日から施行する。	附則（令和四年一二月八日農林水産省令第七二号）抄
（施行期日）	（施行期日）
（回収処理）	（回収処理）
（自己点検）	（自己点検）
第十六条 製造業者等は、製品の製造所の製造管理者に、手順に関する文書に基づき、次に掲げる業務を行わせなければならない。	一 当該製造所における製品の製造管理及び品質管理について定期的に自己点検を行うこと。
（自己点検）	二 自己点検の結果の記録を作成し、その作成の日から再生医療等製品の有効期間に三年を加算した期間保存すること。
第十七条 製造業者等は、次条から第十六条までに規定する業務を行つた後、適切に処理すること。	（自己点検）
（自己点検）	（自己点検）
第十八条 製造業者等は、前項第一号の自己点検の結果に基づき、製造管理又は品質管理に關し改善が	（自己点検）

の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「手順に関する文書」という。）を製造所ごとに作成しなければならない。

（苦情処理）

この省令は、薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

必要な場合には、所要の措置を講ずるとともに、当該措置の記録を作成し、その作成の日から再生医療等製品の有効期間に三年を加算した期間保存しなければならない。